

善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成27年3月3日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 林野忠弘

平成26年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

平成26年4月1日から平成26年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象

部局名等	課名等
総務部	秘書課、政策課、総務課、防災管理室、債権管理課、税務課、
民生部	市民課、人権課、社会福祉課、子ども課、保健課、高齢者課
建設農林部	農林課、商工観光課、土木都市計画課、建築住宅課、上下水道課
委員会等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会

3 監査の期間

平成27年1月28日（水）から平成27年2月12日（木）まで

4 監査の方法

定期監査であることから、財務に関する事務の執行について、その合法性・正確性のほか、経済性・有効性等行政監査的な観点からも監査を行った。

すなわち、

- (1) 予算の執行状況の計画性・効率性
- (2) 法律あるいは条例等との適合性
- (3) 事務・事業実施における経済性・効率性

等について、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を適宜行うなど通常実施すべき監査手続きにより実施した。

また、個々の出納については、例月の出納検査において実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係諸帳簿、証拠書類等との照合等により監査したところ、財務会計上は全般的に概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、その都度、関係各課に注意を行っており、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通事項

1 契約書における専属的合意管轄裁判所について

一部の契約書において、同上の管轄裁判所が東京地方裁判所となっている。民事訴訟法では、原則として「被告の住所地を管轄する裁判所」に訴訟を提起することとしている。管轄裁判所は自分にとって有利な裁判所を契約書に記載することが経費等の節約になるので、今後の契約時には検討されたい。

2 契約書における「履行遅延の損害賠償金等」について

一部の契約書において、善通寺市契約規則とちがう利率が記載されている。契約書に遅延損害金を数値で記入するときは、善通寺市契約規則との整合性を図り、今後の契約時には検討されたい。

個別的事項

(市民課)

本市においては、「住民基本台帳の閲覧」に関する手数料は、手数料条例別表のうち「公簿、公文書、図面等の閲覧」手数料として徴収している。県内他の7市の条例

においては「住民基本台帳の閲覧」手数料を特に「公簿、公文書、図面等の閲覧」とは区別して規定している。この手数料については、他市同様、別枠で規定することを検討されたい。

(保健課)

健康運動大学事業は、「健康運動大学事業実施要綱」第3条（実施場所）で「市民体育館及び健康生きがい施設」において行うと記載されている。現在行われている事業が要綱に即していないので検討されたい。

(農林課)

市民農園開設事業が本年度も含めて3年間、実施されていない。市民農園を利用したい人はいるが、提供する農家の人がないとのことである。今後、かかる事業を継続していくには、提供される農家の人を活用しやすい条件に斟酌していくことが肝要であると考えられる。要綱等の見直しも含めた対応を検討されたい。

(上下水道課)

- ① 水道料金の収納は、市民が収納しやすい金融機関の範囲を広めるなど水道料金の収納率向上に努力されている。ところで、コンビニエンスストアにおける収納は、コンビニエンスストア本部並びにその料金代行サービス会社等に委託して行われ、本市においても市長と料金代行サービス会社で契約がなされている。

このような水道料金等収納委託事務を行う場合、公営企業法施行令第26条の4第2項の「管理規程による」となっている。まず、収納事務委託規程を設け、委託契約することが肝要と考えられるので、「水道料金等収納事務委託規程」を作成されることを検討されたい。

- ② 本市は、下水道料金収納を水道事業者と協定書により委託事務を行っている。この協定書は、現在、契約者として不適切な役職名の人になっているので、早急に新協定書を作成されたい。

(政策課)

平成26年度(平成27年1月31日現在)のふるさと納税は、26件で303万円余が集まり成果を上げている。そして寄附者の名前と金額が市のホームページにも掲載されているところである。このことは、「ずっと元気なふるさと普通寺応援基金条例」には公表条項が無いものの、市外の寄附者への善意を市民に発信したい趣旨で行われたものと考えられる。また、寄附金の使途は平成25年度において、的確に執行されていた。なお、ふるさと納税については、見直しも含めて検討されているとのことであり、なお一層の取り組みをされたい。